

IT導入補助金2023

令和元年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業
令和3年度補正 サービス等生産性向上IT導入支援事業

～ 活用ガイド ～



株式会社セイルボート

集客



コンバート

追客・接客



専用型・ポータル型B2Bサイト



顧客管理
追客支援

申込・契約



電子申込
電子契約

1

**キマRoom! 全シリーズが
IT導入補助金対象ツールに認定！**

2

補助額 最大150万円

3

直近の申請締切日は2023年7月11日（火）

- 制度概要
- 不動産会社様の申請フロー
- 関連リンク

IT導入補助金とは？

- ✓ 正式名称「サービス等生産性向上IT導入支援事業」
- ✓ 中小企業・小規模事業者を対象に、当該事業者の生産性向上を図ることを目的に、ITツール(ソフトウェア・サービス等)の導入費用の一部を補助する制度
- ✓ 30～450万円の補助金が交付
- ✓ **1年に1法人1回のみ**申請可能

申請が可能な不動産会社様

- ✓ **中小企業・小規模事業者**
(不動産業の場合は資本金3億円以下、従業員300名以下)
※ただし、中小企業・小規模事業者でも下記3つに該当する場合は対象外
 - ①発行済株式総数または出資総額の1/2以上を同一の大企業が所有している場合
 - ②発行済株式総数または出資総額の2/3以上を大企業が所有している場合
 - ③大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の1/2以上を占めている場合
- ✓ **日本国内に本社及び事業所を有していること**
- ✓ **納税証明書と履歴事項全部証明書の2点が提出可能な法人**
(創業したばかりで**決算申告が1回もない会社は納税証明書がないため申請不可**)

		通常枠	
		A類型	B類型
補助金申請額		30～150万円未満	150～450万円以下
補助率		1/2以内	
ツール導入目的		生産性向上	
審査要件	プロセス数	1以上	4以上
	賃上目標*1	加点*2	必須*2
補助対象	ソフトウェア・導入関連費	○	
	ハードウェア購入レンタル費	×	





(※1) 賃上げ目標について

- 3年間の事業計画を策定(下記2つは達成必須)
 - ①事業計画期間において、給与総支給額を年率平均(CAGR)1.5%以上にすること
 - ②事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別平均賃金+30円以上の水準にすること
- 申請時点で上記事業計画を従業員に表明していること

(※2) 「加点」と「必須」の違いについて

加点⇒賃上げ目標がなくても申請・交付は可能
実施すると補助金交付の審査上加点され交付が受けやすくなる

必須⇒賃上げ目標は申請・交付の上で必ず必要
達成しないと補助金の一部または全額返還の対象となる

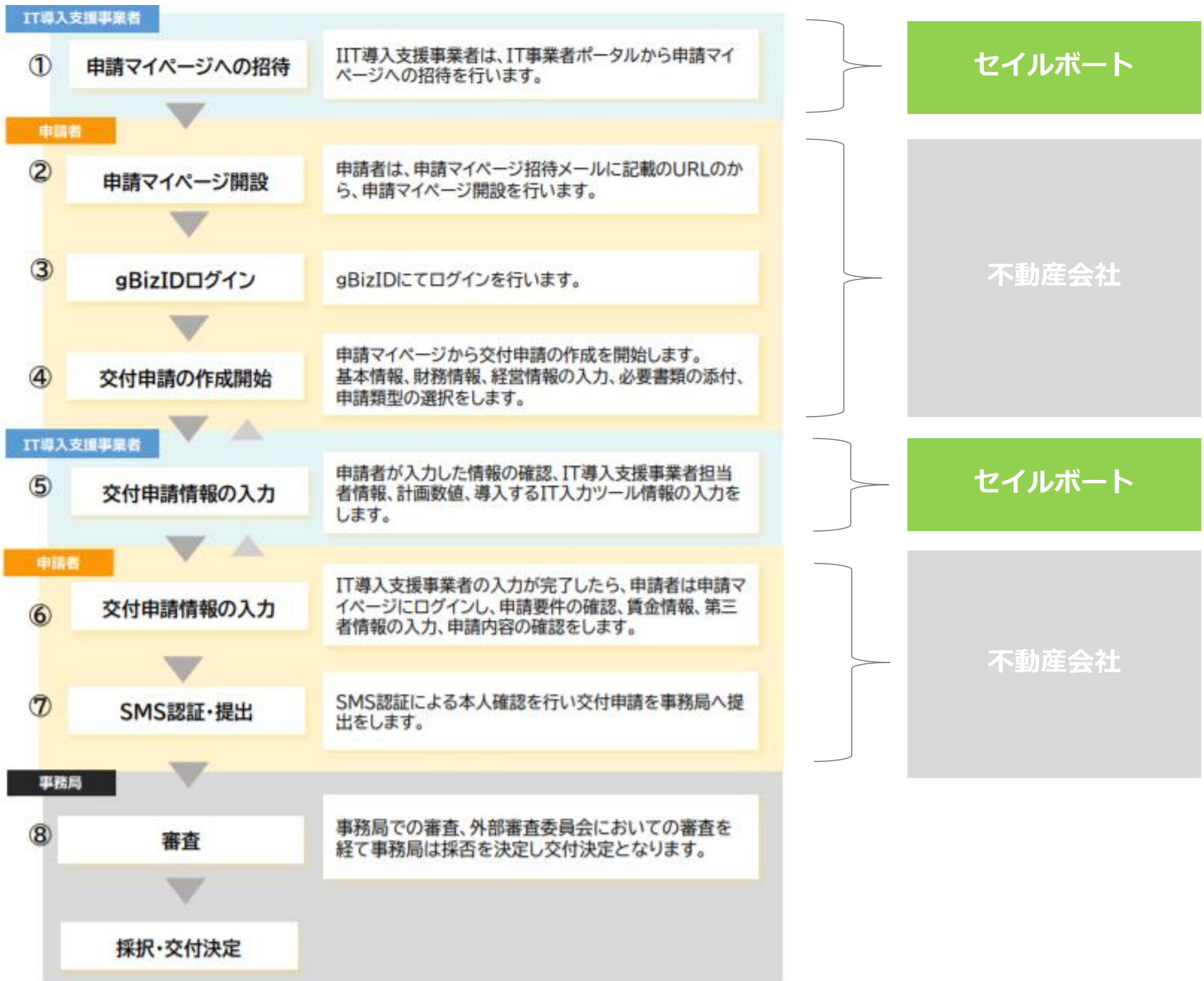
					
共P-01	① 顧客対応・販売支援			◎	
共P-02	② 決済・債権債務・資金回収				
共P-03	③ 調達・供給・在庫・物流				
共P-04	④ 会計・財務・経営				
共P-05	⑤ 総務・人事・給与・労務・教育訓練・法務・情シス				◎
不P-06	⑥ 業種固有プロセス	◎	◎	◎	◎
汎P-07	⑦ 汎用・自動化・分析ツール				
合計プロセス		1	1	2	2

**全プロダクトA類型で申請が可能
(最大150万円)**

■ 制度概要

■ 不動産会社様の申請フロー

■ 関連リンク





※注意
お客様に必要書類を準備して頂く
タイミングは2か所

gBizIDプライムアカウント
の開設時

補助金の申請時

gBizIDホームページ▼
<https://gbiz-id.go.jp/top/>

法人の場合

個人事業主の場合

gBizIDアカウント開設で必要なもの

- 印鑑証明書の原本
(発行から3か月以内のもの)
- 代表法人の実印、押印申請書
※申請書はgBizIDのHPで作成可能
- Eメールアドレス
※申請法人の担当者本人が保持しているもの
- SMS受信可能な携帯電話
※申請法人の担当者本人が保持しているもの

- 印鑑証明書の原本
(発行から3か月以内のもの)
- 個人事業主の実印・押印申請書
※申請書はgBizIDのHPで作成可能
- Eメールアドレス
※申請者本人が保持しているもの
- SMS受信可能な携帯電話
※申請者本人が保持しているもの

申請時に必要なモノ

- 履歴事項全部証明書
(発行から3か月以内のもの)
※法人の実在証明として
- 直近分の法人税納税証明書
(税務署窓口発行のもの)
※法人として事業継続している証明として

- 運転免許証もしくは住民票
(発行から3か月以内のもの)
※個人所在地の証明として
- 直近分の法人税納税証明書
(税務署窓口発行のもの)
※個人事業が継続している証明として

2次締切分	申請締切日	6月2日（金） 17：00
	交付決定日	7月11日（火）

- 制度概要
- 不動産会社様の申請フロー
- 関連リンク

詳しくはIT導入補助金2023の公式HPをご確認ください。

■ IT導入補助金2023 ホームページ

<https://www.it-hojo.jp/applicant/>

■ 交付申請の流れ

<https://www.it-hojo.jp/procedure/>

■ IT導入補助金2023 公募要領 通常枠(A類型/B類型)

https://www.it-hojo.jp/r04/doc/pdf/r4_application_guidelines.pdf